

## 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例改正の概要

### 【これまでの経緯】



これまでの地球温暖化対策（緩和策）に加え、既に起こりつつある気候変動への適応を推進するため、「緩和」と「適応」を車の両輪とした対策の推進を目的とする改正を行う。

### <改正のポイント>

○条例の名称変更	・適応の規定を追加することによる名称変更		
○気候変動適応の追加	・緩和と適応を両輪とした対策の推進	・地域気候変動適応センターの設置（業務を明示）	・適応策の実施
○緩和策の強化	・目指すべき姿として「脱炭素社会さふ」の実現 ・事業者計画書制度に評価公表を導入 ・県の率先実施	・中小事業者の緩和策促進のための県の支援 ・エネルギーの地産地消	

1

### 改正内容 1／2

#### ○条例の名称変更

「緩和策」と「適応策」を対策の両輪として推進するため、条例の名称に「気候変動適応」を追加する。  
<岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例>

#### ○気候変動適応の追加

##### (1) 緩和と適応を両輪とした対策の推進

・条例前文、目的、県の責務、事業者の責務、県民の責務、啓発・広報活動、指導及び助言等の条項において、適応に関することも追記する。

（前文抜粋）「温室効果ガスの削減を図りながらも、現在、地球温暖化その他の気候変動に起因する生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響は顕在化しており、また、将来にわたり拡大するおそれがあることから、それらに適応できる社会を築いていく事も必要」

（事業者の責務）「自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動に努める」

（県民の責務）「気候変動の重要性に対する関心と理解を深めるよう努める」

・地球温暖化防止・気候変動適応計画を策定する。

##### (2) 適応策の実施

次の分野に関する施策を推進する。

農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害（予防及び被災後の復興）、健康（熱中症、感染症その他疾病）、産業・経済活動、県民生活・都市生活（社会資本整備、健康で文化的な生活）

##### (3) 地域気候変動適応センターの設置（業務を明示）

気候変動適応センターを設置することを明文化。同センターの業務としては、次のとおり。

情報の収集、整理、分析、提供

調査研究及びその成果の公表

県又は市町村の施策、県民又は事業者の取組に対する技術的助言及び普及啓発

○緩和策の強化

(1) 目指すべき姿として「脱炭素社会」の実現

条例前文に次のとおり記載（前文抜粋）

「私たちは、県土のおよそ八割を占める森林の二酸化炭素吸収機能を生かすとともに、環境に負荷をかけない生活様式への転換を進め、再生可能エネルギー・水素エネルギーの活用など、先取の気概をもって、温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による吸収量との均衡がとれた脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。」

(2) 県の率先実施

県自らの事務、事業に関し、計画（温暖化対策実行計画（事務事業編））を策定し、次の事項に関する取組みを率先して実施する。

環境マネジメントシステム、環境物品等の調達、廃棄物の発生の抑制・再使用・再利用・資源の有効利用、自動車の使用における温室効果ガス排出の抑制、緑化、県産材の活用、省エネルギー・再生可能エネルギー・水素エネルギーの利用

(3) 事業者の温室効果ガス排出削減計画書等に対する評価、公表

事業者（※）から提出される「温室効果ガス排出削減計画書」及び「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」について、新たに評価を行うこととし、一定の基準に該当する計画を公表。

公表の基準は、条例施行規則で定める。

※事業者：事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者として規則で定める者

(4) 中小事業者の緩和策促進のための県の支援

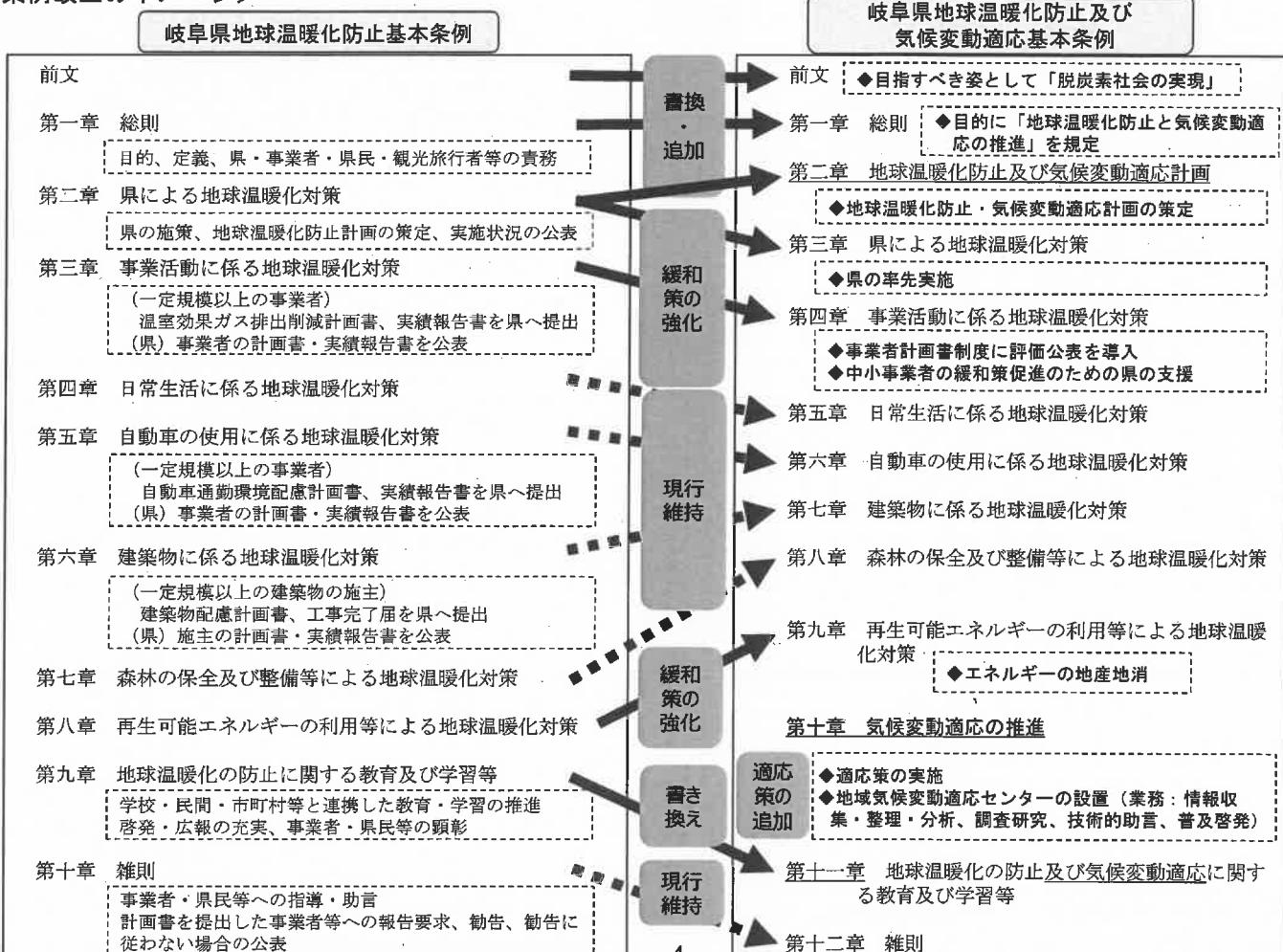
中小排出事業者に対しては、温暖化対策を促進するために、技術的助言やその他支援など、特に配慮して行う。

(5) エネルギーの地産地消

「事業者、県民、市町村が、連携・協働して、地域において得られた再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用できるように努力すること」を規定する。

「県が地域の実情に応じて再生可能エネルギーが有効に使われるよう、事業者、県民、市町村に対し、情報提供その他必要な支援をすること」を規定する。

<条例改正のイメージ>



# 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の概要について

## 第1章 総論

### 1 計画策定の背景

長期的な地球温暖化及び気候変動影響の顕在化、「パリ協定」による温室効果ガス削減目標達成に向けた対策の義務化、2050年までに二酸化炭素排出量を正味ゼロとする国や地方公共団体の脱炭素宣言の実施

### 2 計画の基本的事項

#### (1) 目的

温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策である「緩和策」とともに、気候変動の影響による被害を防止・軽減する「適応策」の取組方針を示す。

#### (2) 計画の位置づけ

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- 「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」
- 「岐阜県地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する基本条例」に基づく「地球温暖化防止・気候変動適応計画」
- 「第6次岐阜県環境基本計画」における個別計画

#### (3) 計画の期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度（10年間）

#### (4) 方針

「緩和」と「適応」の両面から総合的な気候変動対策に取り組むこととし、将来的には脱炭素社会を実現するための実現を目指す。

## 第2章 岐阜県の気候変動の現状・将来予測

### 1 岐阜県の自然的・社会的特性

県内全域の特性や地域（5圏域等）ごとの特性、県民等調査の結果

### 2 岐阜県の気候変動の現状

100年あたりの推計値で年平均気温は岐阜市 1.8°C上昇、真夏日は17日増加

### 3 気候変動の将来予測

今世紀末の岐阜県の気温上昇は1.9°C～4.7°Cと予測

## 第3章 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

### 1 岐阜県の温室効果ガス排出量の推移・要因分析

#### (1) 温室効果ガス排出量の推移

- 2017年度の温室効果ガス総排出量は1,820万t-CO<sub>2</sub>（2013年度比5.3%減）
- 森林の二酸化炭素吸収量（135万t-CO<sub>2</sub>）を考慮すると1,685万t-CO<sub>2</sub>（12.3%減）

（単位：万t-CO<sub>2</sub>）

	2013年度	2017年度推算値	2013年度比増減率
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,651	1,573	-4.7%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	169	140	-17.1%
その他のガス	101	107	5.7%
計	1,921	1,820	-5.3%
森林吸収量	—	135	—
計(吸収量考慮)	1,921	1,685	-12.3%

## 第3章 続き

### （2）二酸化炭素排出量の増減要因

- 増加要因：製造品出荷額の増加、自動車保有台数の増加など
- 減少要因：業務部門のエネルギー消費量の減少、電力排出係数の減少など

### 2 温室効果ガス排出量の将来推計

#### ○将来推計の考え方

・エネルギー起源CO<sub>2</sub>について、2013年度の排出量実績及び2017年度の排出量実績の削減傾向で2050年度まで推移すると仮定し算出

#### ○2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの検討

- 現状の削減傾向に加え、新たな施策を大胆に強化し、再生可能エネルギーを最大限導入、革新的技術の社会実装した場合、実質ゼロにできる結果
- 2050年実質ゼロを達成するために2030年度を試算すると、2013年度比の現行計画の目標削減率に7%上積みし、33%削減にする必要

## 第4章 温室効果ガス排出削減目標

### 1 2050年の目標すべき姿

2050年までに県内の排出量を実質ゼロとする

### 「脱炭素社会を実現

### 2 排出量の中期目標

2030年度における排出量を

### 2013年度比33%削減

※現行計画（26%削減）  
から7ポイント上積み

### 3 2030年度進捗管理目標

部門ごとに定量的な進捗管理目標を設け、評価・改善に活用

#### ○主な進捗管理目標

【産業部門】生産活動で新たに付加された価値あたりのエネルギー消費量

【業務部門】床面積あたりエネルギー消費量

【家庭部門】家庭1世帯あたりエネルギー消費量

【運輸部門】自動車1台あたりガソリン販売量

【部門横断的対策】再生可能エネルギー比率

（最終エネルギー消費量に対する再生可能エネルギー創出量の割合）

【吸收部門】間伐実施面積

## 第5章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

2050年までに「脱炭素社会を実現」の実現を目指し、2030年度中期目標を達成するため、温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策（緩和策）を実施する。

#### <県の主な施策>

##### 【産業部門】～技術革新や労働工夫を活かした効率的・効果的なエネルギー利用の推進～

- 条例に基づく削減計画等提出制度を活用した事業者の取組強化
- 事業者から提出された計画書等をもとに評価・公表・表彰を実施
- 中小排出事業者に対する計画書提出勧奨や助言指導の実施
- 中小事業者に対するセミナーの実施や専門家派遣、省エネ設備導入に係る融資の実施
- 再エネ導入に伴うランニングコスト削減やESG投資など事業者の利益も踏まえた指導・助言の実施

##### 【業務部門】～エネルギー利用の最適化～

- 条例に基づく削減計画等提出制度を活用した事業者の取組強化
- ZEB普及促進のためのBEMS・スマートメーター等導入への支援策検討
- テレワークの普及に向けたセミナーの開催や実証事業等を実施
- 県庁等の率先実行として再エネ率30%の電力への順次切替、2030年度までに再エネ100%の電力調達の実施

##### 【家庭部門】～懐懐暖や新しい生活様式への転換～

- 省エネ製品の購入等、ライフスタイルの変容を促す普及啓発の実施
- 県民向けに再エネ電力の購入に係る情報発信
- 環境学習の担い手育成や若者の意識啓発、行動変容の促進
- 「環境学習ポータルサイト（仮称）」を構築し、環境学習の取組を支援
- ZEHや省エネ住宅の建設、断熱化などへの支援による住宅環境性能向上促進

##### 【運輸部門】～移動・運搬手段の改革～

- 次世代自動車の普及啓発による導入や公共交通の利用促進
- 水素社会の実現に向けた県民向けの普及啓発活動を実施
- 団体向け普及啓発セミナーを実施し、再エネ利用を促進
- AI（人工知能）を活用したモビリティサービスの導入支援等の実施
- 県庁等の公用車への次世代自動車導入の推進

##### 【部門横断的対策】～脱炭素社会に向けた分野横断的な対策の推進～

- 再エネ自給率最大化や自立・分散型エネルギーシステム構築等、将来的な地域循環共生圏形成への取組支援の検討
- ESG投資・融資の普及に向けた地域金融機関等との検討実施
- 家庭ごみの減量化や「ごみプラごみ削減モデルショップ」の取組推進
- 県民の「食べきり」意識の高揚と実践を図る「ぎふ食べきり運動」の推進

##### 【吸収部門】～森林や緑地の多面的機能の保全～

- 計画的な森林整備による県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を維持

## 第6章 気候変動の影響予測とそれに対する適応策

### 1 適応策の必要性

将来的に平均気温は上昇し、気候変動による深刻な影響が生じるおそれがある。被害の防止・軽減を図る「適応」の取組が求められている。

### 2 気候変動の影響評価及び適応策

- 地域特性を考慮した気候変動への適応を進めていくにあたって、7分野34項目において重大性、緊急性、確信度の観点から影響を評価し整理

<7分野>

農林水産業・水資源・水環境・自然生態系・自然災害・健康・産業・経済活動・県民生活・都市生活

#### <重点的に取り組むテーマ>

影響評価の結果を踏まえ、地域特性を考慮し選定

【自然災害・インフラ・ライフライン】農業・暴風（熱中症対策）・自然生態系

#### <重点的に取り組む県の主な適応策>

##### ○自然災害・インフラ・ライフライン

- 水防資材の支給やハザードマップ作成支援等の事前防災対策の充実や関係機関との迅速な連携、情報収集等により速やかな応急復旧を図る体制づくりを実施
- 流域全体で被災を軽減する「流域治水」への転換を推進
- 単なる「原形復旧」ではなく「適応復興」での発想を持った被災の軽減を推進
- 停電が長期化した際の代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備

##### ○農業

- 高温に強く収量性等に優れ、本県に適した水稻の新品種の育成、選定を推進
- カキ、アボカド等、気候変動の影響に適応する品種選定や栽培技術の開発
- 病害虫の発生状況の情報提供と気候変動に対応した病害虫防除技術体系の確立

##### ○健康

- 熱中症による救急搬送人員数の動向分析や、予防のための普及啓発を実施

##### ○自然生態系

- 高山帯等における気象データ収集と野生生物の生息・生育適域の変化を把握
- 魚類等の週上・降下環境を確保するため土砂の除去等、魚道の維持管理を実施

## 第7章 計画の進捗管理

### 1 計画の推進体制

「脱炭素社会を実現」の実現や気候変動影響に対応した社会の実現に向けて、気候変動対策を着実に進めていくため、各主体の連携・協力が重要

### 2 計画の進捗管理

- PDCPAサイクルに基づき取組の実効性を向上させ、計画を着実に推進
- 毎年、温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況を把握し公表
- 国内外の動向、社会情勢の変化や国の計画見直し状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施

# 地球温暖化対策実行計画の策定について

## ～事務事業編～

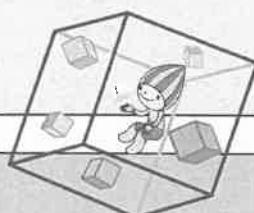


### 温暖化対策に関する国の動き

- 今年に入り、気候変動対策の推進に向けた国際的な機運が高まっている。
- 4月22～23日に、パリ協定復帰を宣言したバイデン米大統領の意向により、気候変動サミットがオンラインで開催。世界各国・地域の首脳40人が出席し、日本を含む主要各国が温室効果ガスの排出削減目標を打ち出した。

#### 日本の温室効果ガス排出削減目標

<令和3年4月22日 第45回地球温暖化対策推進本部>  
「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」  
<中間目標>  
「温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で46%減」



#### 目標達成に向けた国の動き

<6月9日 国・地方脱炭素実現会議>  
2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討  
<7月26日 中間目標に向けた政府の地球温暖化対策計画の改定案を公表>  
以下抜粋  
○地方公共団体の率先的取組と国による促進  
地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

# 地球温暖化対策実行計画 事務事業編とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の第21条 第1項に基づき、県及び市町村に策定が義務付けられている計画

## <条文>

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。



## 事務事業編を策定する意味

- ①2050年カーボンニュートラルに向けての一事業者としてのロードマップ
  - ・国が示した削減目標に向けて、一事業者としてどう取り組んでいくかを対外的に示す。
- ②県民、事業者の取組み促進
  - ・市町村全体で温暖化対策を進めていくにあたり、自治体が自らの事務事業について率先した目標を掲げることで、民間事業者や県民を先導する。

## 県の事務事業編

令和3年5月に事務事業編の第6次計画として  
「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を策定



### 計画の目的・趣旨

- ▶ 2050年までに県の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「2050年脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、大規模な排出事業者である県が率先して、自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減を図り、県民、事業者及び市町村等の主体的な取組みを促進するため、高い削減目標を掲げた計画を策定するとともに、全庁的な推進体制を構築し、取組みを大幅に強化。
- ▶ 県の率先実施を位置付けた岐阜県地球温暖化防止基本条例の改正を踏まえ、「2013年度比で2030年度に70%減」との目標値の設定、取組み内容・推進体制を明記した計画を策定。

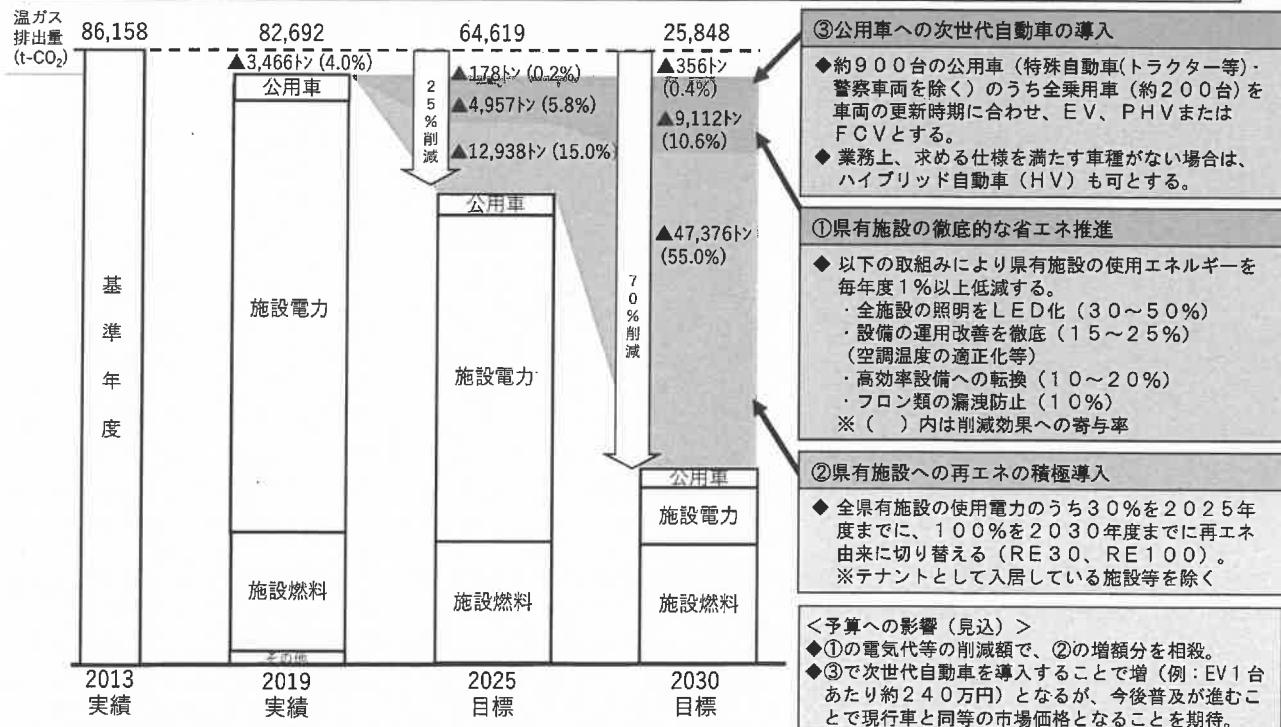
※本計画の位置付け：地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」  
岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第10条に基づく「県率先実施計画」

### 計画（2021～2030）の目標

項目		基準年度 (2013)	中間目標 (2025)	本計画目標 (2030)	目標値・目標年度の考え方
温室効果 ガス排出量	削減率	-	2013年度比 25.0%減	2013年度比 70.0%減	<ul style="list-style-type: none"><li>・目標値は、岐阜県全体の温室効果ガス排出削減計画である「地方公共団体実行計画（区域施策編）」において、事業者としての県が該当する「業務部門」の削減目標値48.2%を大きく上回る70.0%とする。</li><li>・目標年度は、区域施策編の中期目標（2030）と同一とし、中間年度（2025）にも目標を設定する。</li><li>・基準年度は、国の温室効果ガス排出削減目標及び区域施策編同一（2013）とする。</li></ul>
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	86,158	64,619	25,848	

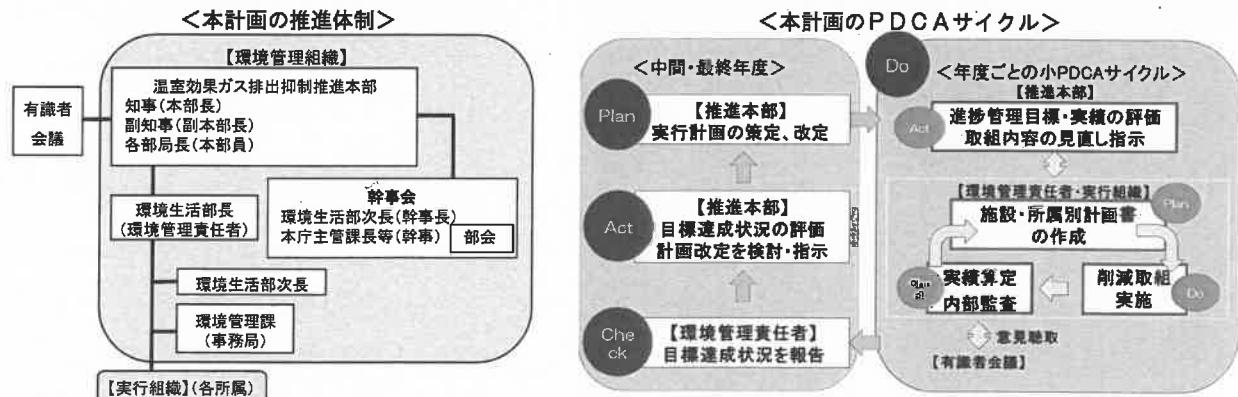
## 県の率先実施の取組み

- ①県有施設の徹底的な省エネ推進：今後計画する新築施設は消費エネルギー収支がゼロとなるよう検討、現行施設は消費エネルギーを毎年度1%以上低減
- ②県有施設への再エネの積極導入：2030年度までに全県有施設の使用電力を再生可能エネルギー100%に切替
- ③公用車への次世代自動車の導入：2030年度までに全乗用車を電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）または燃料電池自動車（FCV）に更新



## 計画の推進及び進捗管理

- 計画の推進及び進捗管理のため、県庁組織全体で推進体制を構築し、PDCAサイクルを用いて管理を行う。
- 「岐阜県温室効果ガス排出抑制推進本部」を推進体制のトップに位置付け、全庁一体となり削減に取り組む。
  - 推進本部では、取組み実績・内容及び目標達成状況の評価、取組み内容の見直し、今後の計画改定の検討等を行う。
  - 取組状況等について、外部有識者から意見を聴取し、更なる計画の推進につなげる。
- 県の率先実施の取組み①～③を「進捗管理目標」として設定する。



### ＜進捗管理目標（県の率先実施の取組み①～③）＞

項目	実績 (2019)	中間年度目標 (2025(R7))	本計画目標値 (2030(R12))
①エネルギーの使用に係る原単位の削減率（%）	-	知事部局、教育委員会、警察本部でそれぞれ毎年度1%以上低減	
②使用電力のうち、再エネ電力の割合（%） ※テナント入居施設等を除く	0.2	30	100
③公用車（乗用車）のうち、次世代自動車の割合（%）	1.3	-	100

### ＜参考：省資源の取組目標＞

項目	実績 (2019)	中間年度目標 (2025(R7))	本計画目標値 (2030(R12))
紙使用量（万枚）	17,185	16,439 (暫定)※	15,692 (暫定)※
ペーパーレス会議開催率（府内会議）（%）	-	100	100
水使用量（千m <sup>3</sup> ）	793	780	767
廃棄物処分量（t）	1,097	1,060	1,022

※2024年度の文書管理システム更新時に再検討

# 事務事業編の策定・改定に向けてのポイント

## 削減目標の設定

- ・国の温室効果ガス削減目標である「2050年までに温室効果ガス排出ゼロ」「2030年に2013年度比46%減」を基準とし設定する。
- ・7月26日に公表された国計画案では、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」の削減目標は約50%  
※精査中のため変動する可能性あり。

## マニュアル等

- ・「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」を活用  
[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html)
- ・7月26日に公表された国計画案には、「地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システムなどの情報基盤整備と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援を行うものとする。さらに、地方公共団体の公表した結果を取りまとめ、一覧性を持たせて公表するものとする。」と記載あり。

## 未策定の自治体は…

- ・事務事業編の算定対象と重複する項目が多い省エネ法の定期報告データをベースとし、算定項目を整理する。
- ・ISO14001など既存のマネジメントシステムをベースとし、管理体制を構築する。

## 県からのお願い

① 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定・改定

② 2050年カーボンニュートラルを見据えた、率先的な内容を！

お困りの場合は  
県へご相談ください！

